

【最低限考慮すべき要件】

(用紙(冊子の表紙及び色上質紙を除く。))

- ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が容易に確認できること。

(印刷インキ類)

1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。

ア.①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。

- ①ノンVOCインキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型UVインキ
 - ②バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ
- イ.インキの化学安全性が確認されていること。
- ウ.①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。

2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。

- ①電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(後述の「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。
- ②電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

(リサイクル適性)

1. 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料(古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料)が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
2. 印刷物へリサイクル適性を表示すること。

(印刷の各工程)

印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。

【配慮することが望ましい事項】

- ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。
- ②原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
- ③湿し水からのVOC発生を抑制していること。
- ④洗浄剤からのVOC発生を抑制していること。
- ⑤インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
- ⑥印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。
- ⑦バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであること。ただし、いずれかの認証制度において、認証対象から排除する措置を受けている者がサプライチェーンに関わる場合を除く。
- ⑧製品の包装又は梱包は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。
- ⑨(一社)日本印刷産業連合会によるグリーンプリンティング認定制度による認定を受けた工場で印刷されるものであること。

【トナーカートリッジ】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

①次の要件を満たすこと。

ア．使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。

イ．回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の 50%以上であること。

ウ．回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の 95%以上であること。

エ．回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。

オ．トナーの化学安全性が確認されていること。

カ．感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。

キ．使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【環境により良い自動車利用】

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。